## (様式第2号)

# パブリックコメント実施結果

## 件 名 第2期宍粟市社会教育振興計画

### 担当課 社会教育文化財課

意見の募集期間 令和3年12月24日から令和4年1月31日まで

意見提出者数 3人(持参0人、郵送0人、FAX0人、電子メール1人、

LOGO フォーム2人)

意見提出件数 6件

### 意見の概要と市の考え方

反映区分

A:計画等に反映させるもの	2件
B:計画等に反映済みのもの	0件
C:今後の参考とするもの	2件
D:計画等に反映できないもの	0件
E:その他の感想や質問など	2件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映 区分
1	課題		А
	「学びと活動の循環」について循環が連続性のあるものとなっていない。まち	これからのまちづくりを進める上で、多文化共	
	づくりの担い手が不足している。	生は大変重要な施策であると認識しております。	
	それを解決する方法として、「地域における多文化共生への取組」と絡めてみて	宍粟市にも多くの外国人の方が定住されており、	
	はどうか。定住外国人に趣味の範囲でも良いので個人が得意とするものを講師	今後市民との交流の機会も増えていくと考えら	
	として教えるワークショップを行う。例えば、定住外国人も交えて料理や日本	れ、外国人の方が活躍する機会も多くなることが	
	の文化(着物や浴衣の着方等)を学んだり、日本人と共にスポーツをしたりなど	予想されます。	
	交流の場を設ける。これならば、必ずしもプロである必要はない。もちろん、	「言葉」の問題は、定住外国人の方が生活してい	
	外国人にも出身国の文化や料理などを教えてもらう場にすれば、日本人の参加	く中で必ず直面する問題であり、その解決がお互	
	者も増やせる。	いを理解し、新たなつながりづくりへ進むものと	
	その際に問題となりそうなのが、言葉の壁である。国際交流協会でもイベント	考えます。	
	を開催しているが、「国際交流」となると英語が話せなければ参加できないと思	宍粟市に定住されている外国人に対して、日本	
	っている人が多い。ところが、宍粟市に住む外国人は、技能実習生も多く日本	語を学ぶ支援を行うとともに、市民の異文化交流	
	語を勉強してから来ている。アジアの人が多いため英語が母語ではない。日本	促進のために、「やさしい日本語教室」は、多文化	
	に住む外国人は英語よりも日本語の方が理解できる人が多い。	共生、国際理解につながるとても有効な取組だと	
	『令和 2 年度在留外国人に対する基礎調査報告書』(出入国在留管理庁)では、	考え計画に反映させます。	
	日本国内に住む外国人に対して日本語の能力について調査している。「話す・聞		
	く」の項目では、「仕事や学業に差し支えない程度に会話できる」が32.8%、「日	本計画の P20	
	常生活に困らない程度に会話できる」= 32.4%、「日本人と同等に会話できる」	「今後の展開」及び「主な取組」に下記のとおり、	
	は 22.9%となっており、約 88%の人が日本語で会話できることになる。「日本語	追記します。	
	での会話はほとんどできない」の割合は 12.0%である。	「今後の展開」	
	しかしながら、日本人が通常使う日本語や方言の混ざった日本語は、母国で学	定住外国人、高齢者、子ども、障がいのある方	

んできた日本語と異なる。そのため、外国人には通じにくい。そこで、日本語を簡単にした〈やさしい日本語〉のルール(1文を短くする。主語、述語を明確にする等)を日本人が学び、相手の日本語レベルに合わせて伝わりやすくした日本語をそのコミュニティでの共通語とすることを提案する。

基本施策1の今後の展開に「定住外国人への日本語学習支援を行い、仕事や日常生活へ生かし、地域で暮らしやすいよう学びの支援を行う」主な取り組みとして、「日本語教室支援日本語指導ボランティア育成」とある。

外国人が日本語を学ぶだけでなく、日本人側も外国人とのコミュニケーションを円滑にするため〈やさしい日本語〉のルールなどを学ぶ場の設立を希望する。やさしい日本語については、国、県、市でも取り上げられている。出入国在留管理庁のHPによると『外国人との共生社会の実現のための有識者会議』の意見書が令和3年11月29日に法務大臣に提出されている。

「情報発信、相談対応の多言語化・やさしい日本語化の更なる促進」のところで、「外国人住民と最前線で接する地方公共団体等の職員が、通訳・ 翻訳体制の確保が困難な場合においても、日本語能力が十分ではない 外国人に対し、やさしい日本語によって必要な情報を案内し、相談に対応できるようにする。」また、令和2年度の『第98回宍粟市議会定例会会議録(第2号)』によると市役所の窓口や公文書についてもp102-103 あたりに、公文書にもやさしい日本語を取り入れ、ハンドブック作りにも市が関わっていくなどといったやりとりがある。

さらに、兵庫県の『ひょうご多文化共生社会推進指針(改定)』(令和3年3月) においても、やさしい日本語での情報発信を明記している。

職員のみの対応では手が回らない可能性がある。市民に学んでもらい、やさしい日本語の翻訳委託やボランティア通訳などを募れば個人の学びを活かす場を 市が提供できるのではないか。

等に有効な「やさしい日本語」を広く周知し、相 互理解や相手を尊重したコミュニケーションツー ルの一つと活用されるよう情報発信に取り組む。

#### 「主な取組」

やさしい日本語教室の開催

この他にもはじめに記載したように、基本施策2にも、学んだことを活用することにより様々な場面で、多文化共生の可能性を見いだすことができる。

前述の『外国人との共生社会の実現のための有識者会議』の意見書内の「『青壮 年期』を中心とした外国人に対する支援(就労等の支援)」のところに、「職場 等における効果的なコミュニケーションを実現するためには、外国人が業務に 必要な日本語を習得するとともに、外国人とのコミュニケーションツールとし てやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を行う」とある。 外国人が就職している介護施設や医療機関をはじめ一般企業の職場で、〈やさし い日本語〉が使われることにより、日常生活や経済活動の面でも有用であると 考える。例として、大阪市生野区は「人と人とがつながるツール」として商店 街での買い物をはじめ学校や職場など市民のコミュニケーションで用い、福岡 県柳川市は外国人観光客向けに「おもてなしツール」として用い、いずれも成 功している。定住外国人が日本語教室のボランティア以外の日本人とも接する 機会が増え、地域の住民の一員としてまちづくりの担い手となることができる。 平時から仲良くなっていれば、万が一の災害時など、有事にも助け合って避難 するなど防災にもつながる。また、〈やさしい日本語〉は、高齢者や子ども、障 がいのある人にも伝わりやすい。情報難民をなくす言葉のユニバーサルデザイ ンとなる。つまり、外国人のみならず、様々な人に気軽に参加してもらえる地 域社会を創り出す可能性がある。SDGs に「誰一人とり残さない」とあるが、宍 栗市は「外国籍の人も含め、誰一人とり残さない」まちづくりが実現できると 考える。

外国人が日本語を学び、日本語母語話者がやさしい日本語を学ぶことにより、 宍粟市全体でずっと住み続けたいまちづくりがなされることに繋がり、「シチズ ンシップ(市民性)の醸成」にも活かされると考える。

ぜひ、「第2期宍粟市社会教育振興計画」の中に「やさしい日本語の普及」を追

	加されたい。		
	なお、筆者は「やさしい日本語」は弘前大学のゼミが考案した 12 のルールに則		
	ったもの、〈やさしい日本語〉は平時の相手のレベルに合わせて簡易にしたもの		
	という意味で使用し、「」〈〉のないものは区別せず記載した。		
2	「基本施策4 人権を文化として高める取組を進めていきます」		Е
	人権教育について	市民すべてが人権尊重の思いを持ち、差別を許	
	同和問題について、長年勉強会や学校の授業で取り上げられたことにより、理	さない意識を持つことは、宍粟市のまちづくりに	
	解が進み少しずつ改善されていることと思う。現在、新型コロナウィルスの影	なくてはなりません。ご意見いただいたような、	
	響や、東日本大震災、また難民や DV などにより自分の身元や出身地を知られる	他人が口外すること(アウティング)や、いわれ	
	ことにより、命の危険にさらされたり差別に遭いやすくなったりする方々がい	なき差別を受けないよう、今後とも市民の人権意	
	る。不妊治療や性について勝手に秘密を漏らされたため、生きているのが辛い	識の向上に取り組んでまいります。	
	と思う人もいる。		
	同和問題も含め、その人のルーツのある地域について、不必要なときに他人が		
	口外しないことや病歴や性のあり方で差別を受けないことを願う。		
3	「基本施策4 人権を文化として高める取組を進めていきます」		Е
	平素、福元市長が言われている「僕の市政運営のもとは、人権尊重をベースに	宍粟市では「第2次宍粟市総合計画後期基本計	
	した施政実行にある」と、福祉・都市計画等々のもとに市民のくらしを守る手	画」及び「地域創生総合戦略」「人口ビジョン」等	
	段である。その具現すべき方針が「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」であ	による生活圏の拠点づくりにより、市民協働セン	
	り、地域創生総合戦略素案であると思います。「基本計画」の「基本方針7 心	ターの整備を核とした各種の施設整備を進めてい	
	豊かにいきいきと学べるまちづくり」により、今回の素案が策定されたものと	ます。北部3町においては、生涯学習センターや	
	思います。	図書室が整備計画に含まれています。令和3年度	
	「素案」の第1章第1節に述べられている「宍粟市の動向」、第2節の「現状	から、生涯学習にかかる業務がまちづくり担当部	
	と課題」を読みますと、計画を「人をつなぐ 地域をつなぐ 未来へつなぐ」	署に補助執行されており、担当部署とも連携を図	
	を生涯学習の理念としてとらえ、市民誰もが心豊かに、生きがいを持ち、あら	りながら、これからの学びの在り方について、検	
	ゆる場面で活躍する、活躍できる地域社会の構築を目指すものと理解しました。	討していきたいと考えています。	

「生涯学習」は「学校教育」に対する補完としての「家庭教育」「社会教育」 と呼称されたものと思っています。宍粟市の現状は、少子高齢化が進み、子育 て世代の人口流失と市域南部への移住による従来の自治会を包含する地域社会 の崩壊が急速に進行しつつあることに基因する課題がのしかかっていると思い ます。このような状況下にある「社会教育の振興」は、社会教育施設の運営を 含めて維持が困難になりつつあると思います。その理由は高齢化による自動車 免許の返上に伴う交通手段の確保による日常生活範囲の縮小、徒歩で行き来で きる範囲内での施設利用が困難になりつつあると思います。その意味での生涯 学習センターや市民協働センターを中心と計画されている「学びと活動」の循 環は維持できるのでしょうか。社会教育施設の代表である「公民館」「図書館」 「体育施設」は、各地区の学校の消滅とともに核を失ってしまうのではないか と危惧する次第です。車を失った高齢者は日常生活を地区のコミセン、ふれあ いセンター等に求める以外にないように思えてなりません。このたびの「素案」 には、そういった視点は残念ながらなかったのではないでしょうか。

社会教育施設が「人をつなぐ 地域をつなぐ 未来へつなぐ」という役割を 謳っていながら、多様化・複雑化していく地域課題を解決する重要性を指摘し ながら、少なくとも地域課題の具体的な指針にはなりえず、個々のライフスタ イルに準拠した施設利用の範疇に限定されたものとなってしまっているのでは ないでしょうか。

私個人の関わりとして、「素案」の基本目標4「私たちは人権を尊重していき ます」の項について意見を述べさせていただきます。

この度の「素案」は、平成 28 年 3 月策定に策定された「宍粟市人権施策推進|粟市人権施策推進計画」に沿った方向性で作成し 計画(改訂版)| の第2章2の「人権施策の方向性」(2)人権教育・啓発の推進に | 述べられている「人権教育・啓発にかわる活動は、市民一人一人の生涯の中で、│まちづくり推進課で連携を取って、施策を推進し

第2期宍粟市社会教育振興計画は、文言の相違 はありますが、宍粟市の人権推進の柱である「宍 ています。今後も人権推進課、社会教育文化財課、

さまざまな機会を通して実施されることにより効果を上げる」と記述されてい ます。「素案」の上部計画であるべき「宍粟市人権施策推進計画(改訂版)」と の整合性が図られたのかどうか。疑問が生じるのです。「人権施策推進計画」が 市長部局の人権推進課によって策定し、「素案」が教育委員会社会教育文化財課 を中心に改訂作業がなされた結果、文字の羅列とした感をぬぐえません。生涯 | 学習センターや生涯学習事務所、図書館、体育施設が果たす分担、まちづくり 推進課が担う「人権を尊重した地域づくり」「誰もが自分らしく生きることので | きる宍粟市」の視点が、討議されたとは思えないのです。

「社会同和」と呼ばれる生涯教育の中での啓発活動は、各自治会に組織され た生涯学習推進協議会と旧町域の連合体はあっても、市域を包括する連合組織 は合併後も統合されず、宍粟市人権教育研究協議会との連携はアリバイ作りの 活動と見えてなりません。ここらで、教育委員会、まちづくり推進課、人権推 進課の垣根をはずして、担当者同士の交流を図り、まちづくりの視点で「社会 教育(社会同和)|を考えていく姿勢を持って「素案」の実施をしていただきた V 10

人権の尊重は、同和問題だけでなく、あらゆる地域課題の根底に潜み、今後 の地域づくりの視点に据えなければ継続できる「地域社会」が維持できない課 題であると思います。

(P30 基本施策 5 地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、芸術 文化の振興を図ります ■現状と課題)および(P30 ■基本施策推進の柱 ① 地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実 ) に対して・・・

|北部3町では、「山崎は歴史があるけど、こっちにはないからなぁ」という声 | る」「各町域内に地域の歴史資料の常設展示」「地 を聞くことがあります。確かに、山崎には「城下町」として栄えた歴史があり ます。しかし、北部3町域にも「大国主伝説」や「波賀氏、安積氏、田路氏と いった戦国期の国人領主や山城」など奥深い歴史がありますが、地域の人にも

ていきます。

また、生涯学習推進協議会についても、日ごろ から事務局間で課題や情報の共有を図っており、 各生涯学習推進協議会での取組に反映するように 努めています。今後も、生涯学習推進協議会間で 共通認識のもと連携して、地域での人権教育を推 進していきます。

「地域固有の歴史に対する関心の向上や、郷土史 を学習する環境は、地域ごとに整備を図る必要があ 域ごとの歴史講座の開催」を計画内に追加すると いうご提案につきまして、地域のもつ歴史上の特色 や価値を住民が認識し、その保存や活用を図ること

あまり知られてはいません。

私は、宍粟市の魅力は、県内のどこにも負けない大自然と悠久の歴史だと思 っています。宍粟市の自然と歴史は、観光においても県内屈指の価値を持って います。しかし、特に歴史においては、肝心の地元での理解が進んでいるとは 言い難く、特色ある郷土史という貴重な財産を有しているにもかかわらず、歴 | 宍粟のさまざまな魅力を感じていただけるよう、市 史観光は苦戦を強いられています。

山崎町には郷土研究会や歴史郷土館があり、地域の歴史への関心や歴史を学 習する環境があります。しかし、北部3町には郷土研究会がありません。また、 宍粟市歴史資料館は一宮町に特化した資料展示を行っていますが、その展示は | やや断片的な羅列になっており、現在、北部3町には地域の歴史を正しく理解 する歴史展示施設がありません。

そこで、現在整備の進んでいる「生活圏の拠点」の一角に常設の歴史資料展 示を行い、「波賀森林鉄道」や「たたら鉄」「日本酒発祥伝説」といった題材を 中心にしながらも、それだけに偏らない地域全体の歴史学習ができる環境を整 備する必要があります。また、さらに「生活圏の拠点」を活用し、地域固有の↓また、地域の歴史資料の常設展示については、宍栗 歴史講座の開催を推進する必要があります。

したがって、「地域固有の歴史に対する関心の向上や、郷土史を学習する環境は、 地域ごとに整備を図る必要がある」という認識と、「各町域内に地域の歴史資料」 の常設展示」「地域ごとの歴史講座の開催」という取組を、その主旨を組んでい ただいて、それぞれ「■現状と課題」や「■基本施策推進の柱」の中に追加記 載していただくことをご検討ください。また、今後の意見としても是非ご検討 ください。

は、今後の文化財行政推進の上でも、非常に重要な ことと考えます。一方で、宍粟市が発足し、これま でも「ふるさと宍粟」の意識の醸成に努めており、 年に4~5回開催している宍粟学講座においても、 内各地の歴史や伝統文化などを取り上げています。 自分の住む場所以外の地域の歴史文化を知り、学ぶ ことで、多くの宍粟の歴史テーマの周知と、興味関 心が高まっていると考えています。

文化活動や文化財保護については、地域の盛り上 がりは重要で、生活圏の拠点や旧町域内で推進する もの、宍粟市が推進するものと、両方の視点をもち、 関係する団体等と協力し、学習・地域づくり資源と しての活用を図っていきます。

市歴史資料館やたたらの里学習館の常設展示を活用 しつつ、市民協働センター等でミニ企画展を開催す るなど、市民局と調整し、検討を進めてまいります。

5 同じく、(P30 基本施策 5 地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、 芸術文化の振興を図ります ■現状と課題 )および (P30 ■基本施策推進の柱 ①地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実 )に対して・・・

山崎歴史郷土館において、郷土の歴史に対する理解を深め、さらに学校教育の理解度を高めるために、授業で扱う日本史に関連付けた展示方法への改善が必要です。日本史授業で習う時代区分ごとにコーナーを分け、日本史全体から見た時代背景の説明と、その時代の証拠となる地域の歴史資料を対比させることで、小さな理解と興味がきっかけとなり、日本史授業から関連付けて地域の歴史が深く理解できるとともに、地域の歴史から関連付けて日本史授業が深く理解されます。しかも、そうすることによって、多くの社会人が持っている簡単な日本史の知識からも、地域の歴史を深く理解することが可能となります。

また、日本酒発祥に関連させ、山崎における造り酒屋の歴史の展示や、城下町のまち並みと現在のまち並みがシンクロするように深く理解できる工夫をほどこすなどに加え、山崎歴史民俗資料館や宍粟市歴史資料館に点在し、日の目を浴びていない数々の貴重な歴史資料を、配置転換を含めて再点検・再評価し、教育や観光への活用がいっそう図られることを望みます。

さらに、地方における郷土史展示施設は、その地域の玄関口として非常に重要な役割を担っています。山崎の歴史だけでなく宍栗市全体の歴史も紹介し、自分の住む地域以外の歴史も一つのフロアで総合的に学習できる仕組みをつくるとともに、観光やビジネスで宍栗を訪れる交流人口に対しても、宍栗を紹介する玄関口としての役割を持たせることは非常に重要です。

そのためには、宍栗市歴史資料館の研究機能の一部あるいは全部を山崎歴史郷土館に移設し、常駐する学術研究員による整理研究のかたわら、最新研究に基づいた企画展示コーナーの開催など、常に新鮮な情報と展示を市民に提供することが必要です。また、これによって、これまで無人のため不可能だった施

現在の山崎歴史郷土館は、山崎藩などに関する資料展示を行っているものの、時代、遺物、展示方法等に明確なルールを定めて展示しているものではありません。また、所蔵資料の種別、施設の設備・構造・スペース等の問題から、すべてを学校の日本史の授業と結びつけた展示も困難な状況です。

山崎歴史郷土館がある市立図書館も、建築後30年 以上が経過し、所蔵資料の増加に伴い、新たな施設 の整備が求められています。あわせて、資料館にお いても、市内に点在する文化財を統一した考え方の もと整理・展示を行い、宍粟市の魅力を発信できる ような施設の整備が必要です。

今後は、図書館、資料館を一体的に考え、宍粟市の文化や歴史情報発信の拠点としての施設の整備を 検討していきたいと考えています。

設利用客への対応や説明も常時可能となります。 これらの意見は、具体策を多く含んでいます。全体としては計画には反映済 みの部分が多いかと思いますが、その主旨を組んでいただいて、できる限りの 反映をご検討ください。また、今後の意見としても是非ご検討ください。 (P30 基本施策 5 地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、芸術 6 Α 文化の振興を図ります ■現状と課題)および(P31 ■基本施策推進の柱 ② 地域の歴史愛好者の発掘や、郷土研究会の結成に 歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成)に対して・・・ ついて、市の文化財行政を進める上でも、歴史観光 意見①と同様の理由で、地域の歴史研究家の育成や、地域の郷土研究会結成 の面でも、市民グループの存在は大変重要です。 現在、山崎のまち歩き、たたら製鉄や森林鉄道な の機運醸成が必要と考えます。 歴史史跡や歴史エピソードを地域の観光に活用する運動の中心となるべき、 ど、特定のテーマについて、研究や啓発を進める団 地域おいての組織や人材が不足しています。しかし、郷土の歴史に大きな関心 体はありますが、歴史ガイドについては人数が限ら があり、郷土観光のリーダーとなる可能性を秘めた人材は必ずいるはずです。 れています。 そのため、一般の方に郷土の歴史に興味を抱いていただく機会を数多く設け、 郷土研究家の活動支援とともに観光やまちづくり 郷土研究の推進者として育成する仕組みを構築しなければなりません。 分野とも連携し、団体間のネットワーク化や人材の したがって、「地域固有の歴史に対する関心の向上や、郷土史を学習する環境 | 発掘、育成を進めていきたいと考えています。 は、地域ごとに整備を図る必要がある」という認識と、「地域の歴史研究家の育 成」「地域の郷土研究会結成の機運醸成」という取組を、それぞれ「■現状と課 ②歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と 題」や「■基本施策推進の柱」の中に追加記載していただくことをご検討くだ」 専門的人材の育成 さい。また、今後の意見としても是非ご検討ください。 「主な取組」に下記を追加します。

歴史研究家の活動支援